

企業団規約素案（案）について

1 趣旨

企業団規約について、次のとおり素案（案）をとりまとめた。

2 内容（詳細は別紙）

項 目	主 な 内 容
名称 （第 1 条）	○ 広島県水道広域連合企業団（仮称）
組織する団体 （第 2 条）	○ 15 市町及び県
区域 （第 3 条）	○ 広島県内
処理する事務 （第 4 条）	○ 水道事業，水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）の経営に関する事務
広域計画の項目 （第 5 条）	○ 水道事業等の経営に関すること ○ 広域計画の期間及び改定に関すること
事務所の位置 （第 6 条）	○ 主たる事務所は，広島市内
議会 （第 7 ～10 条）	○ 企業団議会に関する事項（定数，任期，選挙の方法）
執行機関 （第 11～13 条）	○ 構成団体の長のうちから，構成団体の長による選挙で企業長を選任 ○ 企業長の任期は構成団体の長の任期 ○ 副企業長は，企業長が企業団議会の同意を得て選任（1 人）し，任期は 4 年
補助職員 （第 14 条）	○ 企業長，副企業長のほか，企業団に必要な職員を置く
監査委員 （第 15 条）	○ 企業長が企業団議会の同意を得て選任（2 人） （識見者：1 人 企業団議員：1 人） ○ 任期は 4 年
選挙管理委員会 （第 16 条）	○ 構成団体の選挙権を有する者のうちから，企業団議会において選挙により選任（4 人） ○ 任期は 4 年
財務 （第 17 条）	○ 経費は，水道料金，企業債，交付金，その他構成団体の負担金を充てる
委任 （第 18 条）	○ 規約の施行に際し，必要な事項は企業長が別に定める
附則	○ 施行日（総務大臣の許可があった日） ○ 施行日から令和 5 年 3 月 31 日まで，企業団が処理する事務は，事業開始までの準備行為とする ○ 構成団体の水道事業等の事務，資産等，債権債務は，企業団が承継

広島県水道広域連合企業団規約素案（案）

令和4年 月 日

（広域連合企業団の名称）

第1条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（仮称）（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（企業団の区域）

第3条 企業団の区域は、広島県内とする。

（企業団の処理する事務）

第4条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務

（企業団の作成する広域計画の項目）

第5条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（企業団の事務所の位置）

第6条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

（企業団の議会の組織）

第7条 （調整中）

（企業団議員の選任の方法）

第8条 （調整中）

（企業団議員の任期）

第9条 （調整中）

（企業団の議会の議長及び副議長）

第10条 （調整中）

（企業団の執行機関の組織）

第11条 企業団に、企業長及び副企業長1人を置く。

2 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

（企業団の執行機関の選任の方法）

第12条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選任する。

2 前項の選挙は、企業団の事務所において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(企業団の執行機関の任期)

第13条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期による。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第15条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び企業団議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、企業団議員のうちから選任される者にあつては企業団議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第16条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の議員又は構成団体の長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選任する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(企業団の財務)

第17条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、構成団体との協議により定める。

(委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間は、第4条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

4 令和5年3月31日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。